

社会福祉法人ゆうとおん 理念・行動指針

はじめに

ゆうとおんは 1996 年、反差別の観点から「障害児・者」の保育や教育、そして就労問題を考える市民運動を基盤として発足しました。

合言葉は「みんなでつくる働く場」でした。

「はたらく」という行為を媒介として社会とのつながりを考え、そして成員間の共感を育んでいきたいの思いでした。

職員は「みんなでつくる働く場」の一員であるとともに、その場を支える側でもあります。

職員が支えるのは「障害者」という一括りの集団ではありません。すべての人は固有の個性をもったこの世でただ一人の存在です。

この間の活動の中で私たちは「はたらく」という言葉に加えて「居場所」というキーワードのたいせつさも知りました。

私たちは、当事者に対して「ここはあなたの居場所だよ」というメッセージを発することができる職員でありたいと思います。

ゆうとおんの理念

私たちは、当事者一人ひとりのかけがえのない人生を「応援」します。

私たちは、当事者一人ひとりの違いをたいせつにすると共に、生活年齢を尊重します。

私たちは、当事者と共にお互いさまの社会を目指します。

私たちは、当事者と対等の人格を持つ者同士としての関係作りに努力します。

行動指針

1 職員の基本的姿勢

1. 当事者の思いや希望を尊重し「ともに生きる」ための関係作りに努めます。
2. 当事者が意欲を持ち、思い切って行動できるように環境整備に努めます。
3. 職員は当事者の意思を受け止める努力を惜しまず、自己決定を尊重し希望に沿ったサポートに努めます。
4. 全ての当事者との関係づくりに努め、些細な変化にも敏感に気付けるように努めます。
5. 当事者が理解し易い言葉や表現を使うように努めます。
6. 当事者が安心感を持てるような態度で接します。
7. 職員は好き嫌いで接し方を変えたり、自分の価値観を押し付けないように心がけます。
8. 事故やトラブルの情報を共有・対策を検討し、業務の改善に取り組みます。
9. 整理整頓を心がけ、清潔で安全な環境づくりに努めます。
10. 来訪者や見学者には自分の方から挨拶します。

2 社会人としての対等な関係

1. 職員は「強者」の立場にいることを自覚し、対等な関係を目指して自己点検に努めます。
2. 実年齢や社会経験に応じた言葉使い、呼称を用います。（呼称は互いが共有した時間や関係に規定されていることを踏まえたうえで「～さん」付けを基本とします）
3. 職員に非がある時は率直に謝罪します。

3 プライバシーの尊重

1. 個人情報厳正に管理し取り扱います。
2. 職員は職務上知り得た情報を他に漏らしません。その職を退いた後も同様です。
3. 職員間の会話でも、当事者などのいる場で個人のプライバシーに関わる話しはしません。
4. 入浴・更衣・排泄等の介助は原則同性介助とします。
5. 所持品やロッカーの確認、居室への入室は了解を得てから行います。
6. 写真や名前の掲載、展示などは了承を得てから行います。

4 支援に必要な知識や技術の取得

1. 研修や会議では積極的に意見を交わし、支援に必要な知識や技術の取得に努めます。
2. 日頃から社会資源など業務に役立つ情報の収集に努めます。
3. 自己研鑽に努め多様な視点を身につけます。
4. 日々の業務を振り返る中で、状況を的確に判断できる観察力を養います。

5 当事者の思いを踏まえた情報共有

1. 職員間や他職種と連携した支援を心がけます。
2. 情報の報告・共有を図り、共通の認識を持つことで適切な支援に努めます。
3. 積極的に意見を交わしチームワークの向上に努めます。
4. 家族との情報共有を心掛け、より良い当事者支援を目指します。
5. 支援計画は当事者の視点や思いを尊重して作成し、職員間で共有します。

6 虐待の防止／未然に防ぐ取り組みと発見された場合の対応

1. 虐待はいつ起こるか分からないという意識を持ち、風通しの良い環境を作り早期発見・早期予防に努めます。
2. 職員は常に当事者の権利を侵す存在となり得る、という自覚を持ち行動します。
3. 人権が損なわれる又は損なわれているかも知れない場面に発見した場合は、見て見ぬふりをせず必ず法人としての対応を求めます。
4. 虐待を疑う行為があった場合、行為の内容やその原因を明らかにし対策を講じます。
5. 危険回避のための行動制限は慎重に対応し、本人、家族への明確な説明を行います。
6. 虐待やセクシャルハラスメントについて、定期的に研修などで学び話し合います。
7. 適切な支援を行うため、自らの心身の健康に留意します。

7 エンパワメントの促進及び地域社会との交流

1. 当事者活動を積極的に応援します。
2. 公的サービスやその他の社会資源に関する情報を提供し、当事者が活用していくことを支援します。
3. 社会参加・外出の機会を積極的に設け地域生活をサポートします。
4. 地域で必要な理解と協力が得られるよう、つながりや調整などを大切にします。

付記

ゆうとおんの職員として備えるべき行動を常に意識できるよう、行動指針の計画的な活用を図り定期的な見直しを行います。

理念は 1996 年 4 月 1 日に制定する。

行動指針は 2019 年 4 月 1 日に制定する。